人権関連施設の状況について

≪人権3施設に関する方針≫

○隣保館である三吉会館と和ふれあいセンターは、自治会館として地元に譲与します。
○人権総合センターS･Cプラザは、人権および同和問題の解決を図るための人権総合拠点施設として継続運営します。

≪隣保館譲与についての基本方針≫

○隣保館は、平成31年3月31日をもって廃止します。
○廃止後の施設は、地元自治会の拠点となる自治会館として、自治会に無償貸与し、将来的には譲与します。

「米原市立隣保館条例の廃止について」
「米原市老人憩の家条例の廃止について」

平成30年11月30日	**米原市議会第4回定例会　議案上程**
平成30年12月21日	**議案可決**
平成31年 4月 1日	**条例の廃止**

■隣保館譲与についての基本方針に基づき、隣保館施設を両自治会の自治会館として活用することや管理運営を行うこと等について、自治会と協議を重ね合意を得ました。
■両自治会が、施設を核とした住民主体のまちづくり活動の展開を図り、自治会の自立と活性化に向けた取組を進める方向となりました。

人権関連施設の状況について

隣保館施設の規模や地域の実情を考慮して、自治会への支援を行います。

《自治会への支援》

■5年以内を施設の維持管理試行期間とし、支援額は補助内容や実績により算定します。
■試行期間中に、今後の自治会の活用等に応じた施設とするための改修を行ないます。
■試行期間中は施設を無償貸与し、将来的には譲与します。

《財政的支援の内容》　※支援額は令和元年度の額（上限）、精算

項目	自治会まちづくり支援補助金			生活相談事業委託料
	施設維持管理	自治会組織づくり支援	地域間交流事業	
支援内容	□施設の維持管理を行うための経費 光熱水費、機器使用料、委託料、修繕費等	□施設の維持管理および自治会の新たな組織づくり事務等を行う人員経費	□地域が主体的に行う地域間交流事業を行うための事業経費	□日常的な人権・福祉など地域課題の相談に応じる相談員委託経費
支援額	三吉自治会（４，８６０千円）　多良自治会（３，３８０千円）			各自治会（２，１６０千円）

≪今後について≫

■今後は、人権総合センターS･Cプラザが、市全体の人権総合拠点施設として、あらゆる人権問題の解決のため、相談事業の充実や情報収集･発信、各種啓発事業等を行ない、更なる事業の展開を図ります。
■市では、「米原市人権施策基本方針」に基づき、同和問題をはじめとする人権問題の課題解決を市の責務として、一人一人の人権が尊重された明るく住みよいまちの実現を目指します。